

●香川県告示第162号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 農業又は水産に関する学科を置く高等学校、飯山高等学校及び農業 大学校における実習により生じる生産品、収穫物又は動物の売払代金</p> <p>(6)～(40) 略</p> <p><u>(41) 県営林における伐採により生じる林産物の売払代金</u></p> <p><u>(42) 栗林公園観光事務所における栗林公園の管理により生じる農産物の 売払代金</u></p> <p><u>(43) 県が設置するモデル果樹園における実証栽培により生じる農産物の 売払代金</u></p> <p>(出納員等の釣銭及び両替金)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 農業又は水産に関する学科を置く高等学校、飯山高等学校及び農業 大学校における実習により生じる生産品、収穫物又は動物の売払いで引 渡しと同時に収納する代金</p>	<p>(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの)</p> <p>第4条 規則第25条第1項に規定する特に定める場合は、次に掲げるものを 納付する場合とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 農業に関する学科を置く高等学校、飯山高等学校及び農業大学校に おける実習により生じる生産品、収穫物又は動物の売払代金</p> <p>(6)～(40) 略</p> <p>(出納員等のつり銭及び両替金)</p> <p>第9条 規則第40条第1項第5号の会計管理者が指定する歳入は、次のとお りとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 農業に関する学科を置く高等学校、飯山高等学校及び農業大学校に おける実習により生じる生産品、収穫物又は動物の売払いで引渡しと同 時に収納する代金</p>

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。